

社会福祉法人はるの里
2015年度 事業報告
～2015年度事業計画に基づいた遂行状況と課題を報告～

1 社会福祉法人はるの里

① 法人経営の原則遵守

社会福祉法人はるの里定款第3条の「この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。」を2015年度事業の遂行するに際して遵守する。
⇒2015年度にHPを開設し法人の理念や事業の紹介及び財務諸表の公開をおこなうことができた。

② 法人の所在地

京都市西京区御陵谷町7-1

③ 法人役員

理事 6名
評議員 13名
監事 2名

④ 理事会・評議員会の開催

2015年度の理事会・評議員会は、5月（決算）・改選（6月～7月初め）3月（予算）には必ず開催する。その他、審議や議決が必要と判断される場合や補正予算を組む必要がある場合は、その都度開催する。社会福祉法人はるの里の中長期計画の作成及びその実施をおこなう法人役員体制を構成する。
⇒5/28（決算と事業報告・就業規則の改変・地中埋設物等の裁判の和解）
7/9（第8期法人役員選出・感染症/事故防止マニュアル・基本理念の決定）
10/28（車両助成の業者選定・京都市監査報告等）
3/31（2016年度予算・2015年度活動まとめと2016年度事業計画・人材確保と育成）

⑤ 法人事務局会議の開催

理事会・評議員会開催時の議題と提案の整理と日常的な運営を円滑に行うために必要に応じて開催する。理事長・副理事長・所長の3人と、その都度理事長

が指名した法人役員により開催する。

⇒法人全体の課題の討議・法人理事会及び評議員会の議題の整理をおこなった。年度後半はFAXや電話での意見交換等にとどまった。計画的に会議をおこなうことが必要。

生活介護事業所はるの里の運営

① 生活介護事業所の所在地

京都市西京区御陵谷町7-1

② 定員・現人数

定員20人（登録人数18人 4/1予定）

⇒4月に1名、支援学校卒業生を迎え、年間を通じて18名の利用者。

③職員体制

サービス提供職員配置（…常勤換算）

管理者1名（0.55人）サービス管理責任者1名（0.45人）医師1名（0.01人）
看護師1名（0.01人）生活支援員9名（7.4人）運転手1名（0.6人）事務職
1名（0.05人） 4/1 現在

⇒4月に新しい看護師を迎え入れた。生活支援員は8月半ばに1名の退職があったものの、9月に新たに迎え入れることが出来た。年間を通じて、3月末に定年退職を迎える男性の生活支援員の代りを募集していたが、採用に至らなかった。

④ 事業開始年月日

2009年9月1日

⑤サービスの目的

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、排泄または食事の介護・創意的活動または生産活動の機会の提供その他の便宜を、利用者の意思及び人格を尊重し、適切かつ効果的にこなう。

⑥運営方針

関係法令を遵守し、他の社会資源との連携をはかり、利用者の意思および人格を尊重した、ひとりひとりの状況に応じた適切かつきめ細かな生活介護サービスの提供をする。

（サービス提供時間）

毎月曜日から金曜日の午前9時40分より午後3時40分までとする。

⇒2015年度に開所時間に関わる報酬改定があり、運営を安定させるために開所時間を延ばした。

(サービス内容)

①相談及び援助 ②介護 ③生産活動 ④社会経験を豊かにする活動 ⑤健康の維持・増進の活動 ⑥食事の維持と提供 ⑦創作活動 ⑧送迎サービス

⑦主な設備

作業場兼食堂2 休憩室2 台所2 トイレ5 洗面所3 お風呂 相談室
会議室 事務室

今年度の重点施策

① 新たな事業として指定特定相談支援事業（計画相談）の実施をする。

⇒生活介護の実践、生活支援員の人員配置の維持が優先となり、計画相談の実施ができなかった。ただし、希望する利用者にセルフプラン作りの支援を行った。

② 中期・長期計画を作成する

・障害のある利用者が地域で安心して暮らせるために中長期計画を作成する。そのための論議をすすめる。

⇒ショートステイの制度学習を法人役員会・保護者会・職員で実施。12月に京都市伏見区で単独ショートを実施しているぐんぐんハウスを見学した。報告を法人役員会・保護者会でおこなった。職員間では、はるの里で実施する場合を想定した意見交換を行った。

③ 人材確保と定着・育成

・職員の人材確保と定着に際して、働き続けられる職場環境整備をすすめていく。全般的な処遇改善の中で、給与表の見直しによる基本給改善をおこなう。職員の処遇改善において課題となるところの解決のための手立てを明らかにする。

・今後のはるの里を担う人材育成をすすめる。そのために、研修の機会を増やしていくとともに研修プログラムを作成する。

⇒2015年度より、新たな給与表を採用。10月に認証制度取得の再更新宣言をおこなった。人材確保と育成について法人役員会で最重点課題の討議を実施。

④ 法人役員体制

- ・ 第 8 期法人役員を選出をする。

⇒ 7 月に第 8 期の役員改選をおこない、評議員 2 名が入れ替わった。

⑤ 労務管理

- ・ 新社会福祉法人会計基準に移行後、スムーズな対応ができるようにします。

⑤ 事業展開

- ・ 指定特定相談支援事業をおこなっていきます。
- ・ ショートステイ事業実施のための見学や学習をすすめます。

⇒ ①及び②に列記